

## 強度指定値申請図書確認事業 料金規程

### (目的)

**第1条** この規程は、一般財団法人日本建築総合試験所（以下、「法人」という。）が定める強度指定値申請図書確認事業 業務規程（以下、「業務規程」という。）第14条に基づき、法人が実施する強度指定値申請図書確認事業（以下、「図書確認」という。）に係わる料金に関し、必要事項を定めるものである。

### (料金)

**第2条** 法人は、図書確認の申込を受けたとき、下表に掲げる額の料金の請求書を発行する。なお、料金には、強度指定値申請図書確認報告書（以下、「報告書」という。）1部の発行費用を含む。

内 容	料 金*
強度指定値申請図書確認事業を初めて申込む場合	600,000 円 (660,000 円)
強度指定値申請図書確認事業を初めて申込み、同一の製品について複数工場分を同時に申込む場合（2工場以降分、1工場あたり）	200,000 円 (220,000 円)

\*（ ）は消費税等 10%を含む料金

2 法人が想定以上の時間を要すると判断した図書確認については、前項の料金以外に、必要な料金を別途算定することができる。

### (追加料金)

**第3条** 法人は、報告書の発行に際して、申込者より報告書の追加発行、又は再発行を求められた場合、1件ごとに10,000円（消費税等10%を含み11,000円）の料金を前条の請求とは別に請求できる。

### (その他の費用)

**第4条** 第2条及び第3条の規定にかかわらず、法人は申込者と協議のうえ必要と認められる費用を請求できる。

### (料金の減額)

**第5条** 業務が効率的に実施できると法人が判断した場合は、第2条及び第3条にかかげる料金を減額して適用することができる。

**(料金等の納入)**

**第6条** 料金等の納入は、法人の指定する金融機関への振込によるものとする。

- 2 前項にかかわらず、法人が認める場合においては、申込者の要望による別の納入方法によることができる。
- 3 前2項において、納入に要する費用は、申込者の負担とする。

**(料金等の還付)**

**第7条** 法人は、業務規程第15条第1項の規定に基づく料金等の還付は、申込者の指定する金融機関へ振込むものとする。この場合、振込に要する費用は、法人の負担とする。